## 暴力団等排除に関する特約条項

(総則

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

- 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 甲 この契約の発注者である調布市をいう。
- (2) 乙 この契約を発注者から受注する相手方(相手方が共同企業体であるときは、その構成員すべてを含む。)をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団等 法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等をいう。
- (5) 役員等 代表役員(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合にはその代表権を有する者(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。)をいう。以下同じ。)、一般役員等(乙の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者(常時契約を締結する権限を有する事務所の所長をいう。)で代表役員以外の者をいう。)及び役員として登記又は届出がされていないが、事実上乙の経営に参画している者をいう。
- (6) 使用人 乙に雇用される者で、役員等以外の者をいう。
- (7) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人(資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下同じ。)及び業務委託の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の受託者(当該工事の一部又は当該業務委託の全部若しくは一部を更に別の第三者に委任し、又は請け負わせる場合その他これと同様の行為が更に行われる場合の下請負人又は受託者を含む。)をいう。
- (8) 下請等契約 乙と下請負人等との契約等,この契約の履行のために必要なこの契約に関連する契約をいう。 (乙が暴力団等であった場合等の甲の解除権)
- 第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を 要しないものとする。
- (1) 乙又はその役員等若しくは使用人が暴力団等であると認められるとき、又は暴力団等が乙の経営に実質的に関与していると 認められるとき。
- (2) 乙又はその役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等であることを知りながら、暴力団等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団等の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (3) 乙又はその役員等若しくは使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団等の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙又はその役員等若しくは使用人が、暴力団等との間において、社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙若しくは乙の下請負人等又はそれらの役員等若しくは使用人が、下請負人等が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該下請負人等と下請等契約を締結したと認められるとき。
- (6) 乙が、甲から暴力団等の排除に関する勧告を受けてから1年以内に、甲から再度当該勧告を受けたとき。
- (7) 乙が、暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、これによって乙に損害を及ぼしても、その責めを負わないものとする。
- 3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 5 その他契約解除に伴う措置等については、この特約が添付される契約の関係規定を準用する。 (下請負等の禁止等)
- 第4条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当する者をこの契約の下請負人等としてはならない。ただし、この契約の下請負人等となる必要があると甲が認めた場合は、この限りでない。
- 2 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、当該下請負人等との下請等契 約の解除を求めることができる。
- 3 乙は、前項の規定により当該下請等契約の解除を行ったときは、その解除に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 乙は、下請等契約を締結するときは、前条第1項、本条第1項、第2項、本項及び次条と同様の内容を、当該下請等契約に定めるものとする。

(不当介入等に関する措置)

- 第5条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団等又はその関係者から、この契約の適正な履行の妨害等の違法若しくは不当な 介入又は下請負人等への参入等の違法若しくは不当な要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、速やかに甲に報告 をするとともに、警察へ届出なければならない。
- 2 乙は、乙が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団等又はその関係者から不当介入等を受けたときは、当該下請負人等に対し前項に規定する報告及び届出を行うよう直接又は間接に指導しなければならない。
- 3 甲は、乙又は下請負人等が不当介入等を受け、この契約の履行が遅延する等のおそれがあると認めたときは、乙が前2項の規定により適切な報告及び届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、工程の調整、履行期限の延長等の必要な措置を講ずるものとする。